明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○口座管理機関に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・法務・財務二）　一
〔省　令〕
○会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令（法務四五）　三
〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務二五三）　五
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件（厚生労働四〇四）　六
○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（農林水産二一〇六）　六
○農薬を登録した件（同二一〇七）　六
○船舶安全法の規定に基づく認定事業場として認定した件（国土交通一五一二）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一五一三、一五一四）　七
○信号符字を点附した件（同一五一五）　七
○信号符字を取り消した件（同一五一六）　七
○船舶国籍証書を無効とした件（同一五一七）　八
○道路に関する件（関東地方整備局三〇七～三〇九）　八
○道路に関する件（九州地方整備局一五一）　八
〔国会事項〕
官庁事項　九
〔叙位・叙勲〕
人事交流を希望する民間企業の公募（人事院）　九
〔官庁報告〕
指定流通機構の登録業務の休止について（国土交通省）　一〇
北海道開発局公示（北海道開発局）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁　一〇
財団、有権者申出方、金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　一〇
裁判所　一〇
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
会社その他　一〇

府令・省令

内閣府
○法務省令第二号
財務省

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）を実施するため、口座管理機関に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年十二月十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　古川　禎久
財務大臣　鈴木　俊一

口座管理機関に関する命令の一部を改正する命令

内閣府
口座管理機関に関する命令（平成十四年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。
財務省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（口座管理機関となることができる者） **第二条**　法第四十四条第一項第十二号に規定する主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。 ［一～四　略］ （外国口座管理機関の指定の申請） **第四条**　［略］ ２　［略］ ３　前項各号に掲げる書類のうち日本語で作成されていないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が英語で作成されている場合において、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣がその必要がないと認めるときは、この限りでない。 ４　指定申請者は、第一項の規定による申請をするには、指定国内上位機関を経由してしなければならない。 ５　指定国内上位機関に対する第一項の指定申請書又は当該指定申請書に添付すべき書類（以下この項において「指定申請書等」という。）の提出については、当該指定申請	（口座管理機関となることができる者） **第二条**　法第四十四条第一項第十二号に規定する主務省令で定める者は、次に掲げるものとする。 ［一～四　同上］ （外国口座管理機関の指定の申請） **第四条**　［同上］ ２　［同上］ ３　前項各号に掲げる書類のうち日本語で作成されていないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。 ４　指定申請者は、第一項の申請をするには、指定国内上位機関を経由してしなければならない。 ［項を加える。］